



Title	<史料紹介>松浦武四郎幕末書簡および関連文書 : 吉永孝雄氏所蔵「松浦武四郎翁尺牘」
Author(s)	小堀, 一正
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1982, 16, p. 53-77
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47986
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

史料紹介

松浦武四郎幕末書簡および関連文書

——吉永孝雄氏所蔵「松浦武四郎翁尺牘」——

小堀 一 正

幕末における大旅行家として、とりわけ最大の蝦夷地探険家で明治初年の北海道名やその国名・郡名の撰定者として知られる松浦武四郎⁽¹⁾の生涯およびその活動・業績については、基本的にはすでに横山健堂『松浦武四郎』（昭和十九年）や『定本・松浦武四郎』上下（昭和四十七年・四十八年）をはじめとする吉田武三の一連の著作その他⁽²⁾によって詳細に跡づけられている。同時に、かれの膨大な量にのぼる著作類の翻刻もかなり進んでおり⁽³⁾、その点で、松浦武四郎研究に必要な基本的史料はほぼ出揃っているといっても差し支えないだろう。

しかし、これまでの伝記研究は主として、武四郎が明治初年に書いた『自筆松浦武四郎日記』⁽⁴⁾に依拠しつつ、かれの遺した各種の旅行日誌類で補なうという叙述のスタイルが一般的であるため、そこにはいくつかの空白があることに気付かせられる。とくに、嘉永六年のペリー来航前後、水戸藩を中心とした攘夷論者たちとの交友を深めていた時期や、安政五年、幕府御雇としての蝦夷調査を終えて帰府して以後、明治維新をむかえるまでの時期などがそうである。それらについては、日記そのものが簡単な事実のみの記述であつたり、すでに散佚・亡失したとみら

れる日誌類を参照するよう指示したりしているため、この幕末の政治的変動期に、武四郎が何を考え、どのような行動したかについては、日記中に登場する交友人物から推測する以外、その具体的な詳細は不明のままである。

そこで、その空白を埋める重要な手段となるのが、吉田武三も指摘しているように、各地にまだかなり散在している⁽⁵⁾とみられる、かれの書簡類を収集・整理するということである。すでに横山健堂や吉田武三が、数通の翻刻・紹介を行なっているが、神宮文庫蔵『松浦武四郎書簡』の概略を紹介した荒川久壽夫によると、伊勢の足代家や津の川喜多家などにまだ多数残っており、その他各方面にも散在している可能性があるとのことである。⁽⁶⁾

さて、ここに紹介する松浦武四郎の書簡および関連文書類は、いずれも伊勢の神官であつた足代家に所蔵されていたと推定されるものである。これらは現在、吉永孝雄氏（羽衣学園短期大学）が所蔵されており、書簡四通とその他幕末期の幕府・諸藩の動向を伝える文書類九通とが、ともに卷子一卷に装幀され桐箱に収められている。桐箱の蓋には「松浦武四郎翁尺牘」と上書されており、卷子の題簽は「松浦武四郎」とある。吉永氏のお話によれば、渡辺得次郎旧蔵中に含まれていたのを戦争後入手されたとのことで、それ以前の伝来経路は不明である。

渡辺得次郎にはすでに戦前、その所蔵する書簡類を「稍史料に資すべきものと、筆蹟鑑賞に値するものとを併せ録す」と述べて、自ら解説・編集のうえ、諸家の解説を付して自家出版した『名家尺牘』全四輯⁽⁷⁾があるが、今回ここに紹介する松浦武四郎のものは一通も収められていない。右の基準にふさわしくないと考えられたものか、あるいはあまり興味を惹かれなかったものなのか、そのあたりはわからない。第五輯以後にでも収録するつもりであったのが、戦中・戦後の混乱のなかで、ついにその機会を失ってしまったということなのかもしれない。

ともあれ、この卷子一卷中に収められている四通の書簡はすべて足代弘訓宛⁽⁸⁾になっており、その内容からペリー

の二度目の日本来航以後の幕閣や世情の動向を報告しているものと考えられる。そのことから、各書簡とも年月を欠いているものの、それらはそれぞれ、安政元年二月十一日・同三月五日・同三月十一日・安政三年二月二日と推定される。その点で、前記荒川論文に紹介されている神宮文庫蔵『松浦武四郎書簡』を補完する関係にあるものといえる。参考のため、荒川氏の作成された年月日推定表をここに掲げておく。(9)これらの書簡を参照することによって、志士たちとの交友も含めた武四郎の幕末期における政治的活動の一端が、具体的にあらかになることと思われる。

IV-9	安政元・3・1
I-14	〃 4・2
II-4	〃 4・12
II-11	〃 4・22
III-10	〃 5・1
II-10	〃 10・4
IV-5	安政 2・3・26
II-1	〃 10・1
II-9	〃 10・6
IV-6	〃 10・12
II-6	〃 10・15
III-3	〃 10・16
I-1	〃 10・16
II-12	〃 10・?
I-2	〃 11・14
III-11	〃 11・23
III-6	〃 12・22
I-3	〃 12・25
III-5	〃 12・26
I-10	安政 3・2・19
I-11	〃 3・9
I-12	〃 3・26

ところで、これら書簡とともに装幀されている九通の文書類であるが、1を別として、時期的に二つのグループに大別できる。ひとつは、武四郎の書簡と同時期のもので、5のように書簡中に言及されているものもある。7もおそらくは書簡に同封して送られたものと思われるが、8はその内容および時期からみて、足代家が独自に収集したものである可能性が大きい。もう一つは、幕府によるいわゆる第二次長州征伐発令後の状況にかかわるもので、

慶応元年に集中している。これらについては、それに言及した書簡でも発見されれば別であるが、そうでないかぎりは足代家が収集した風聞書であると考えておくのが妥当であろう。

いずれにしても、これら九通の文書類はかならずしも武四郎にかかわりをもつものばかりとはいえないのであるが、管見の範囲において、まだ翻刻されていないものを含んでいるという点から、書簡とともにここに一括して紹介することとした。ただし、すでに翻刻がなされているものについては、表題のみを記し、簡単な注記を付しておいた。

なお、翻刻にあたっては、(一)各史料の配列をほぼ年代順になるようにし、それぞれ番号を付しておいた。(二)漢字はできるだけ当用漢字を用い、変体がなは普通がなに変更するようにした。(三)読解の便宜を考慮して、適宜読点を付した。(四)平出・闕字は一字分を空白とした。(五)各史料には簡単な注を施しておいた。

最後になったが、史料の閲覧および紹介をお許し下さった吉永孝雄氏の御好意に対し、心からお礼を申しあげる。

注

- (1) 竹四郎とも書く。文政元年二月六日、郷土松浦桂介ととく子との四男として伊勢国一志郡須川村小野江に生る。諱は弘、字は子重、崇脩・柳田・雲津・雲川・馬角斎・多気志樓・北海・憂北生などと号した。明治二十一年二月一〇日、脳溢血のため急逝。その生涯については、本文および注で言及している諸書を参照されたい。
- (2) 吉田武三にはこのほか『評伝・松浦武四郎』(昭和三十八年)、『松浦武四郎』(昭和四十二年・人物叢書)などがある。その他のものとしては、更科源蔵『松浦武四郎・蝦夷への照射』(昭和四十八年)新谷行『北方史の証言者・松浦武四郎とアイヌ』(昭和五十三年)やその考古学上の功績を論じた斎藤忠『松浦武四郎の考古学観』(『日本歴史』第三七八号〔昭和五十四年〕)など。
- (3) 武四郎の著作の翻刻として、古いものでは日本古典全集中に『多気志樓蝦夷日誌集』全三卷(昭和三年)があり、

- 戦後のものでは吉田常吉校訂『東西蝦夷日誌』全二巻（昭和三十七年）吉田武三校訂『三航蝦夷日誌』全二巻（昭和四十五・四十六年）吉田武三編『松浦武四郎紀行集』全三巻（昭和五十・五十二年）高倉新一郎校訂『竹四郎廻浦日記』（昭和五十三年）などがある。このほか、吉田武三『拾遺・松浦武四郎』（昭和三十九年）『増補・松浦武四郎』（昭和四十一年）『定本・松浦武四郎』にも収録されている。
- (4) 吉田武三『定本・松浦武四郎』下に収録。横山健堂は『簡約松浦武四郎伝』と題している。
- (5) 同前、上、三三五頁。
- (6) 荒川久壽夫『松浦武四郎研究覚書——特に嘉永六年から安政三年の期間を中心に——』（『芸林』第二八巻三号）（昭和五十四年）。なお、神宮文庫蔵『松浦武四郎書簡』は全四冊で、武四郎自筆の書簡を中心に別人の筆写した書簡も交え、それに書簡に同封されていたと思われる文書類を綴じこんだものである。書簡の宛名はすべて足代弘訓になっている。荒川論文では、書簡についてのみ概略説明がなされているが、いずれは書簡・文書類を含めた全文の翻刻をしていただきたいものである。
- (7) 第一輯は昭和四年、第二輯は昭和五年、第三輯は昭和十二年、第四輯は昭和十三年にそれぞれ発行されている。すべて非売品として知友に配布したものである。なお、第三輯以降はできるだけ多くの書簡を収録するためという理由から、諸家の解説は省かれ書簡のみが収められている。
- (8) 天明四年、伊勢国山田の外宮禰宜の家に生れる。幼名慶二郎、その後式部・権太夫。寛居と号す。荒木田久老・本居春庭・本居大平・亀田末雄などに学ぶ。大塩平八郎とも交流があった。安政三年十一月五日、山田で病死。享年七十三。
- (9) ローマ数字は冊数番号、算用数字は各冊の書簡番号。なお、各冊とも欠番があるのは、同封されていた文書類が綴じこまれているためと思われる。

1 徳川齊昭上書（省略）

天保十一年五月九日、水戸藩主徳川斉昭が当時の老中首座水野忠邦に差し出した蘭学の制限を求める上書である。
 『水戸藩史料』別記上一二三・一二四頁に収められている。史料右隅に「左者蘭学之儀ニ付水戸様昨五月九日上書
 之様写し差上申候」という書き込みがある。

2 書簡I (安政元年二月十一日)

〔朱〕二月十一日出 二月廿四日着

井村傳太夫様へ届書状請取候、一通差上申候、

正月十九日御認御書翰、七日ニ相達し拝見、

万々有難奉存候、

写本九回

金百疋

御恵投、万々有難奉存候、

天平書状二

仁朱

児玉氏⁽³⁾へ御恵投、万々有難奉存候、

仁朱入書状

岡田君⁽⁴⁾へ之御届書、

書状

井村氏へ、

右之通、慥ニ落手仕候、児玉氏え報礼仕候筈ニ御座候、後便差上申候間、宜敷御伝音奉願候、

遭厄紀事⁽⁵⁾ 一本出来仕候得共、今少しアメリカ出帆後迄御待奉願候、少し斗静ニ相成ハ、^(候脱力) 早々写し呈上仕候、

一、御書中、鍋島・黒田打死之事、いふかしく奉存候、此方一向話し無之候、然し、風唱ニ鍋島・黒田同志打致し候等申事を承り申候、其事と入組候哉と奉存候、

^(鍋島直正) 鍋島公廿七日佐賀出立、大晦日台場諸固メ引渡しニ相成候由、^(黒田長溥) 黒田侯者正月三日福岡へ御帰城之由、御屋敷ニ申来

り候間、何れ両家隔志^(雅執)つの事者有之候、其話し等川北⁽⁶⁾し候哉と奉願候、^(マ)

一、此度長州・肥後両家、三本道具御免ニ相成候ニ付、鍋島公公辺へ、此度両家者何の軍功有之候而三本道具御免ニ相成候哉、古来々三本道具之義者仙台・薩州之外必無之候事と存候、然るニ此度、両家御固メ被仰付候ニ付御免ニ相成候由、左様有之候ハ、私家・黒田両家者累年長崎表御固相勤居事故、私共等両家へ御免被仰付候而より之事かと奉存候由御尋ニ相成候由、是と申候も全く公辺之威光薄らき候よりの事ニ御座候、

一、此比仙台ニ而親の敵打また山伏の人殺し等有之候得共、何分事長き故、後便申上候、

一、酒直段向之事、全く御上様公御世話有之候間之事と奉存候、谷中町酒屋物を此度安くうり候間、此間褒美ニ相成候、

一、銭相場、一朱銀出来ニ付、八百廿四文位公十六文迄也、

一、四日 殿中大評定 ^(マ) 井戸岩見守様 ^(井戸弘道) 此度通商之御議論ニ相成候様之事ニ御座候ハ、私共今日退役相頼候由申

上られ候、

^(松平忠固) 松平伊賀守様 是非打払難ケ敷候間、通商可然候事、

^(徳川斉昭) 老候 必通商者先第一国体を失ひ、後甚可恐事也、

(阿部正弘) 阿部伊勢守様 御多分ニもれ不申候、然し打払可然候、

(牧野忠雅) 牧野備前守様 同し

(松平乗全) 松平和泉守様 無言、然し御多分ニもれ不申候、

(久世広周) 久世大和守様 打払可然候、

(内藤信忠) 内藤紀伊守様 無言、御多用ニ不洩申候、

其外、御若年寄衆多く無言、

(井戸覚弘) 井戸対馬守様 私共え 上様御内意も有之候間、兎角平穩ニ相なため、必兵端を不開候様と、老侯へ言上、

老侯曰 別に内意と申事者無之筈ニ御座候、去年十一月朔日、国中大小名共へ被仰遣有之候事、⁽⁸⁾是ハ則 上様御尊

意ニ而、是の外ニ廟議無之候事ニ存候、別段内意と申候者何事ニ有之候哉、と相尋候、

井戸対馬守 閉口

(林復斎) 林祭主 閉口

松平伊賀守重而又、先々然し打払見合候様之沙汰候ニ而退出⁽⁹⁾

五日 老侯御引込、風邪重り候間、登城相断申候由御届⁽¹⁰⁾

其時、上使三度は非老侯今一度御登城被下候様との上意ニ而、昼後登城被相成候、先以通商者無事と相定候⁽¹¹⁾

夕方、老侯御下り、面色甚よろしく、水戸屋敷天下分目めの大評定と、^(術方)其日の御下りを相談申候処、存外御機嫌よく相成候、

同 林大学・井戸対馬守、又金奈川へ出立候、

六日 老侯登城、

七日 夕方急廻状諸大名諸旗本へ廻り候、写し別紙差上申候、右者、八日の日取ニ致し有之候者、頭相出し候日附ニ有之候、

八日 三将アワタムス⁽¹²⁾・四将コンチー⁽¹³⁾、横浜へ応接場所見物ニ上陸、

九日 明日応接ニ付、祝炮打候御触出申候、

十日 応接ニ相成候処、未た如何様之義ニ相成候哉不承候、尚、十五日又々申上候、

扱、此四日之大評定之事、世話えもれ候て者迷惑仕候、其段よく御熟察奉願候、実ニ此度之書状者、鳩巢の麗沢秘策⁽¹⁴⁾と同様之事故、其段呉々も御拝察被成下候、津井松坂辺へ者、必々御遣被致者御断申上候、

一、松田⁽¹⁵⁾え山本之書状かし置申候、此節何角御世話ニ御座候へ共、とりもとし送り被成下候様奉願候、

十一日夜認メ

松浦竹四郎

足代権大夫様

玉案下

俄羅斯人⁽¹⁶⁾長崎出立之節置書簡之主意

川路⁽¹⁷⁾・筒井⁽¹⁸⁾両人と逢候得共、一向権か無故ニ物事片つかず、我等も遠方之処無た道を参り候与申もの也、先此度者、此書翰を持本国え一度帰り、又々江戸近辺へ参り候間、よく相談をいたし、交易可仕候事、

と相認メ候由、風唱承り申候、又々後便申上候、先者早々謹言、

呉々も四日大評定之事、津へもれざる様奉願候、

注

- (1) 伊勢岡本に居住していた狂歌師井村樹梯のことか。中村英彦編『度会人物誌』（度会郷友会・昭和九年）参照。
本居大平をさすか。
- (2) 児玉尚高。左太夫と称し、常蔭・定居と号した。久志本常伴とともに足代弘訓門下の又壁と称された。
- (3) 岡田十蔵。足代弘訓に学び、後に国学者で歌人として知られた佐々木弘綱のことである。佐々木信綱の父。
- (4) 「遭厄日本紀事」。一八一一年に日本官憲に逮捕されたゴローニンの手記。嘉永六年、ロシア使節プチャーチンとの交渉にあたり、川路聖謨もその日本語を参照している。
- (5) 津の豪商川喜多久太夫。
- (6) 通常、国持大名の大名行列には、供先に二本一對の槍を立てさせることになっているが、とくに三本の槍を立てることを許すこと。薩摩・仙台両藩のみ許されていた。
- (7) 嘉永六年十一月一日の「亜墨夷御接待令」。『續徳川實紀』第三篇参照。
- (8) 藤田東湖はその『甲寅日曆』に、この日の評定について「四日 御登城、兩度惣閣老へ御逢閣老之内別而上田侯御応対御論判上田侯尤和議を主とし候由、林大学井戸對州へも御逢何れも和議、御退散遅く夜五ツ時、帰御直臣戸田大夫一同奉侍四時退出 但 當公御一同に奉伺 廟議いよく不振」と記している。
- (9) 水戸斉昭はその手記に「五日、昨日廟議之模様少しも不振去月下旬より昨日候迄之模様墨夷之鏢を折き候評議ハ無之只々和議を主とし我等一人不承知ゆへ老中始メ総がりにて我等を説つけ是非和議へ同心いたし候様ニとの事にて不堪憤悶此ま、便々登城したし候而ハ恐入候ゆへ今日ハ風氣と申立登城延引」と書きつけている（『水戸藩史料』上篇乾二六四・二六五頁）。
- (10) 藤田東湖『甲寅日曆』によれば、五日夜に阿部正弘から「御不快御押被 遊候而も明六日 御登城に相成候様」との呈書が来て、通商不許可の方針が定められたのはその六日の閣議においてであったことが記されている。「其時上使三度」から「金奈川へ出立候」までは、つぎの「六日」の項に来るべきものと思われる。
- (11) 米国東インド艦隊指揮官ヘンリー・アダムス中佐。

- (13) 同前大尉参謀コンテイ。
- (14) 徳川吉宗の侍講であつた室鳩巢の「麗沢兼山秘策」。
- (15) 松田雪珂。縫殿と称した。維新後、皇太神主典。大講義を兼ねる。
- (16) ロシア使節プチャーチン一行。嘉永六年十二月五日長崎来航。翌年一月八日退去。
- (17) 川路聖謨。勘定奉行兼海防掛。嘉永六年、筒井政憲とともに長崎へ出張、プチャーチンとの交渉にあたる。
- (18) 筒井政憲。大目付格として、川路聖謨とともにプチャーチンとの交渉にあたる。

3 書簡Ⅱ（安政元年三月五日）

愈御安泰奉賀候、然者、未だ墨夷滞船仕候、然るに此地者なれこに相成候、武備も寝入申候、如何にも致し方無之候次第、于今、舶夷人共者追々と土人ニなれ申候、内証ニ而者少しツ、交易を致し候由、皆股引の落し(1)二百文銭の五六枚ツ、隠し持居候由承り申候、

一、浦賀ニ而此間、江戸も参り候もの、劔を奉見申候由、是も極内ニ交易致し候由の沙汰有之申候、其劔身者一向切不申候、然し金白物到而よろしきよし、金者極上品のよし、銀者至而下品なりと承申候、

一、某日、此方へ御渡しニ相成候新身、二本と申候、(2)
一本者

備後国作邦彦 長サ式尺六寸三分

石堂助三郎是一 同 式尺四寸五分

右、白翰ニ而遣しニ相成由、夷人共如何ニも是也と悦ひ申候ひし由也、

扱、ヘルリを將軍家ニも劔を献上致せし由なるか、是も後之作刀乃よし、然し、飭者金銀を用ひたりと、

廿九日^{冊日} 廿二日三下田へ行候ひし二艘の船、金奈川ニ戻り候ひし由、

三日 二艘又出船ニ相成候、当時六艘居申候、

三月朔日 阿部伊勢守様於新番部屋

御目附
松本十郎兵衛⁽³⁾

魯西亜船浦賀ニ渡来仕候ハ、早々罷越、応接可仕候者也、

と被仰付有之申候、急支度出来申候、

此事者、去月廿八、九日比、浦賀近くニ魯西亜の旗章立候船四艘見候ひし由ニ而也、

四日 今日御城ニ而、筒井・川路・松本三人大議論有之申候ひし由也、頗る此度者、松本者勢つよく有之申候、

今日又、浦賀を急飛脚申来り候由、ロシア船今晚何処へか参り、帆形不相見申候、是ニ而松本も、先出立見合ニ相成候、

○筒井・川路兩人共ニ、早々入船次第浦賀行之支度ニ御座候、

筒井侯の話ニ、到而ロシア船者老人を大切ニ致し、何を申候ても、尤もくと申、如此不敵なる置手紙を致し参り候事、如何ニも残念なり、と申居られ候由也、

○二月廿日前後、ロシア船三艘常州鹿之田沖ニ而漂居申候也、大砲廿発致し候ひし由也、届出申候、

○福山侯も^(阿部正弘)評判不宜、此度アメリカ船への返翰を、福山の家中小島五平と申ものニ認させ候ひしと申事ニ御座候、先公来之御右筆有之候ニ藩士ニ書セ候事、如何ニも不審なりと世間ニ而評判有之申候、

一、林家大不評判、井戸者少し勢よろし、

一、阿部様不評判、久世様大極上、其外老中皆わるし、

一、井戸石見守大極上能きよし、浦賀奉行⁽⁵⁾又兩人隔心有之候、

一、長崎奉行⁽⁶⁾も隔心有之候、然し大沢者当十五日比々江戸着ニ相成申候、

一、蝦夷行、堀織部⁽⁷⁾も大不評判、

其外、諸大名御固人数も段々申上候通、細川・毛利も少し不平ニ相成申候、先者早々謹言、

五日夜

弘

足代先生

玉案下

注

(1) スポンのポケット。

(2) これは二月二十六日のことである。なお、この二本の刀については『安政申黄日記』二月十九日条にみえる(『大日本維新史料』第二篇ノ五、一三二頁)。

(3) 松本穀實。後に駿河守・出雲守となる。幕末にいたるまで、武四郎の庇護者の一人であった。この発令書は『大日本古文書・幕末外国関係文書之五』四四一頁および『大日本維新史料』第二篇ノ五、三五七・三五八頁にみえる。松本が川路・筒井とともにロシア使節との応接のため、実際に下田へ出発するのは、この年の十月十七日のことである。そのさい、武四郎も松本の従者として同行している。

(4) 『續徳川實紀』第三篇、安政元年三月廿九日条に「魯西亜国江差遣候書簡」を「相認」めたとして「阿部伊勢守

家来小島五一」の名がみえる。この人物のことか。

- (5) 当時の浦賀奉行は伊沢美作守政義と戸田伊豆守氏栄。
 (6) 当時の長崎奉行は水野筑後守忠徳と大沢豊後守定宅（後に改めて秉哲）。
 (8) 幕府目付堀織部正忠熙。後に箱館奉行・外国奉行を歴任。この年二月八日、村垣淡路守範正とともに蝦夷への派遣を命ぜられ、四月二十八日に出発するが、それ以前の三月二十六日、武四郎にも同行を求めている。しかし松前藩の妨害にあい、結局そのことは実現しなかった。

4 書簡Ⅲ（安政元年三月十二日）

扱、亜墨利加船も未だ滞留、此間少し出帆罷成候得共、未だ七艘居申候、朔日之祝炮発ち、一向相かわり申候事無之候、

市中米百文ニ 白米 八合五勺勺九合位

同 錢仁朱ニ 八百十六文文十八文位

何もかわり候事無之、市中の人氣ねいり申候、然し十軒店の雑店、近年類の無大商売ニ相成候由、又吉原も大流行致し候由、

扱、当月初、九条様々之献上もの来り候処、右長持をつり来り候を、藤堂平之丞と申、藤堂様御分マ、レれ五千石ニ而湯島天神下ニ有之候寄合ニ而、火事場見廻り出役致し居申候出合、右九條様家来々、共先を切供ルとて若党共大ニ打擲致し候由、其時、藤堂平之丞追込ニ相成、若党・中元マ、レ皆手強ニ相成申候、何れ七日か十日も相立候而御役御免ニ相成候風説ニ有之申候、

(立花鑑寛)
立花侯のうた

よしや身者浦賀の浪に沈むとも碎かておかしえミし等か船

肥後家中長岡監物(肥後藩家老)之うた

おくれしの心はおなし梅の花我も弓矢の道の魁⁽¹⁾

等承り申候、

七日 薩州侯御着ニ相成申候、廟堂ニ而も何事か申出候物と、大ニ御発奮ニ有之候由承り申候、然し、是も中々申遣し候事者無之候と奉願候、

一、二月廿三日仙台ニ而大砲廿挺程試有之候処、右之内五挺程破れ申候、疵人多く有之申候由今日申来り候、実ニ可愁事ニ有之申候、

一、滞留アメリカ船、何れ四月五月比も居候由風唱有申候、此名ヘルリ者メキシコを取候人ニ有之候由、当時世界ニ三傑と申事ニ御座候、

一、扱、献上もの等の書附者、先達而も申上候か、其品実ニ皆見事之由、御目附衆話ニ御座候、然し懸り役人衆のもらひ候もノ者皆、長サキニ而俄羅斯人々もらひ候品々遙かわるき由ニ御座候、

一、扱、其節、筒井侯者六尺斗も有姿見の鏡をもらわれ候ひし由なるか、是等者実ニ前代未聞のもの、よし也、

筒井侯是を黒田侯へ預置れ候由、老人未たもらせずと申沙汰有之候、其外、中村為弥^(己カ)・川路等のもらひ候品、皆百両々百五十両位のたもと時計の由ニ御座候、

然るニ、アメリカカ々もらひ候品者、皆下品なりとの沙汰ニ有之候、先者早々謹言、

十二日

弘

寛居先生

仙台侯の家中へ被仰渡書写し差上申候⁽³⁾

注

- (1) この歌は、正月十九日付藤田東湖宛書簡に書きつけたもの(『大日本維新史料』第二篇ノ一、二八六頁)。東湖はこれを、金子孫次郎宛の書簡で紹介している(同第二篇ノ二、二二三頁)。
- (2) 中村時万。勘定組頭。川路・筒井とロシア使節との間で尽力した。
- (3) 5を参照

5 去丑仙台侯家中へ御諭書⁽¹⁾

当年不慮之旱魃ニ付、国務海防之義、不得止、此節恐入候得共御暇相願、如願被仰出、致下向御就夫^(封) 存慮左ニ申出候、

不肖之身、憚不少候得共、本朝之義ハ万国ニ指勝、神代之昔ハ 皇統連綿、東海独立之神国に有之、誠ニ 東照宮之御大徳を以、太平之基を被為開、御代々様守成之道被為守、二百餘年之御恩沢ニ奉漏候者、一人も無之者申迄ニも無之、当家之義ハ、近衛家之御支流滿勝寺様御令徳、御代々御同様ニ被為繼、就中、貞山様之御才徳を以、一門衆始大小之諸臣等之義氣、御奮勵被成下、衆と俱ニ戦争之折ハ荒野ニ夜を被為明、又ハ霜雪を被為侵、千辛万苦、

京都江御忠勤、 將軍家江御奉公被為尽候、不尋常被為蒙御高恩、畢竟 御忠恕故と乍申、本朝之藩屏ニ当国ヲ被

遊 御拝領、国家大平永久之法を被遊御創業候儀も、一門衆始メ、大小之諸臣等奉羽翼候故之義、誠ニ一門衆ハ勿論、大臣之面々ハ御廣命忠勤之品を以、家祿莫太被成下、誠ニ多之家来を扶持、其餘之諸臣等茂、忠勤之厚薄を以知行等被宛行、農工商之類、其業を励候御取扱被成下候、当家之事而已ならず、京都及 將軍家江御忠節、且義山様御以来御代々、一門衆始大小之諸臣等も守成之道被為守、農工商之類其業を安し、今に至まで二百餘年之大平を榮候、偏蒙 京都及 將軍家之御恩沢、改而為申諭候迄も無之候処、天保兩年之凶荒ハ猶更不如意指逼候方より、諸士之面々、茂、往々廉恥之心を失、眼前之利ニ馳候風俗ニ相成候故ニ可有之候得共、言路閉塞、国家為筋之義申出候類も先ハ無之、然ニ天保凶荒ハ天変地妖打続、剩、外寇之義ニ付、 將軍家ハ海防之義嚴ニ被 仰出候処、当六月浦賀之事等、仁義之道も不解夷人共、侮慢拳動ニ相及候得共、寛仁之御処置故、不日退帆、上下之大慶此事ニ候、乍去、其後も長崎江も魯西亜、松前江も異船渡来之由、右様外寇有之義、上古々更ニ不相聞得非常之時節ニ相成、此上ハ戦争ニ可相及難計、然ル上者、大家臣ニハ勿論、諸士之面々茂先祖ニテ御先代奉羽翼候忠勤之志ヲ繼、天下国家之為忠戦相励候義ハ素々之義ニ候得共、万一茂急場之條、未熟之所業有之候るい、面々祖先ヲ忘、御代々之御恩沢ハ不及申、京都及 將軍家之御鴻恩を奉忘却候筋ニ相成、不濟事ニ候間、前文之趣、篤と勘弁仕、尤と覚語を相改、自今猶更儉約を守、上古敦朴之風ニ相復、文武を励、武備不相欠様無用之費を省、有用之備專一ニ心懸、農工商茂弥増檢約を守候て業を励、非常之節、本朝者勿論、国家之恥辱ニ不相成様、精々可心懸候、右之趣、一門衆・大臣之面々ハ不及申、諸臣等迄篤と相心得、国家之為筋義ハ、無遠慮可申出事、

御別帑

將軍家ニ而茂、当秋中嚴重御儉約被 仰出折柄者、於四民不如意ニ而者、非常之節、行届兼候儀見得渡候儀ニ候、

右之向者、天下ニ対不相濟事ニ候、依而(伊達齊義夫人)真明院様(伊達齊邦夫人)、勤松院様江御相談申上候筋も有之、側向之義ハ勿論、公務之外、成丈、猶亦向五ヶ年省略可致旨、一統當時之弊風ニ不相流、実事ニ行届、国家立行ニ相成候様、奉行始相心得、一門衆ハ勿論、大小之諸士、末々之者迄行届候様可相守事、

注

(1) 4の書簡と一緒に足代弘訓に送られたものとみられる。宮城県図書館蔵『梁山公治家記録』卷之十三、嘉永六年十一月十七日条に、「親書シテ一藩ニ告諭シ」たとして、本文の要約が書かれている。なお、この時の仙台藩主は伊達陸奥守慶邦である。

6 書簡Ⅳ(安政三年二月二日)

正月十六日御書状、今日相違し申候、愈御安泰珍重奉存候、

私事、五日出立ニ相定り申候、⁽¹⁾書状者段々川北へ出し置申候、近々相達し候事と奉存候、

金百疋、万々難有奉存候、尚又、楢林氏⁽²⁾よりも一封百疋、是又忝なく、何分取込候間、文略御免奉願候、

敦賀の花田惣左衛門事、承知仕候、

然し御用状にて江戸へ遣し、水戸邸加藤木賞⁽³⁾より申上候か、何より弁利ニ御座候、尚、追々加藤木よりも書状差上申候間、御文音奉願候、

永井岩之丞⁽⁴⁾、玄蕃頭ニ相成、長崎奉行下地也、松下一学⁽⁵⁾のかわり、岡部駿河守長崎行ニ相成候、一学様少し不平、

本目信濃守様御小、二ノ丸留主居被仰付候、大不平也、松本十郎兵衛様、久能山御破損懸り被仰付候、作事奉行下地也。⁽⁵⁾

其外、別段役かへもなし、

先者早々請取斗差上申候、後者旅中申上候、

二月二日

弘

足代先生

玉案下

川路君より私え目録一封と
半切ものえ古人の語を書

はてくゝ迺末いかならむえそ志らぬ
計李かねたり千島な李ケリ

聖謨

注

- (1) 幕府御雇、蝦夷地御用掛として、実際に江戸を出発するのは二月六日になる。
- (2) 榎林昌健。維新動乱期には二見一鷗と名乗り、倒幕運動に従事。
- (3) 武四郎の親友の一人。水戸領内の庄屋の家に生まれ、水戸城下吉田神社の神官をへて十分に列せられる。平野正太郎の変名で、水戸藩の密偵を務めていた。
- (4) 永井尚志。幕府目付。諸大夫を仰せ付けられたのは、安政二年十一月十九日。後に勘定奉行・軍艦奉行を歴任。

結局、長崎奉行にはならなかった。

- (5) 浅野一学(氏綏)の誤り。幕府目付。安政二年以来長崎在勤。この年正月二十四日に、岡部長常と交代している。
 (6) 本目親民。この年正月二十二日発令。
 (7) 久能山派遣は正月二十五日発令。安政六年に作事奉行になっている。

7 羅森の七言律詩

アメリカ船中ニ乗込居候支那人の作也

飲酒讀書数十年 烏紗頭上有青天

男兒欲上凌烟閣 第一功名不猶賤

劍氣冲霄星斗遠 蒼天頭上有豪光

齊家治国平天下 大学中庸仔細看

甲寅春月題

廣東羅森⁽¹⁾(印)

注

- (1) 羅向喬。ペリー艦隊に同乗して来航。林樺『墨夷応接録』(『大日本古文書・幕末外国関係文書』附録所収)に「漢文者羅森与申者へ為相認候事ニ御坐候」とみえる。かれの存在が知られると、書を請うものが後を絶たなかつたようで、かれの『續日本日記』(同前所収)三月初旬の項には「予或到公館、毎々多人請予録扇、一月

之間、従其所請、不下五百余柄」と記されている。かれの詩は、『大日本古文書・幕末外国関係文書之四』五六五頁に二首掲載されているが、この詩は、水戸藩士海保帆平の服紗に書きつけたものと思われる。海保が会沢正志など三名へ差し出した書簡に、その後半部分が記されている（『大日本維新史料』第二篇ノ五、七三―七八頁）。

8 御尋箇條書⁽¹⁾

一、此度、測量之夷船当所へ可致入津風聞ニ付、貴地被仰合之次第、委細用人共迄昨日被仰聞候趣、具ニ致承知、則信濃(福垣長明)守へも相達承知罷在候事、

一、右夷船入津候ハ、早速御案内可申付候事、

一、夷国入津候ハ、早速外国御奉行・御軍艦奉行并御目附様へ為相伺、都而御差図之通相心得、万端入念取扱可申候事、

一、近来、对夷人へ及乱妨候者も有之趣ニ而、所々御固等被 仰渡候御振合ニ付、当方之義も右ニ准、城下為相囲、所々出入口等ニ而相改候上、要用之外、不慥成者出入差留可申心得之事、

但し、此義者而御奉行并御目附様不拘御差図、信濃守手切ニ手当可申付事、

一、伊雑宮之儀、平生共武備無之、其職之者纔之人数を以守護罷在候儀ニ付、夷船入津候ハ、出帆相成候迄、固人数彼地へ差出し置、宮地を穢し候義者勿論、不慮之儀不成様、精々手当可申付心得之事、

但し、固人数差出し候迄之処、神職之者ニ而守護候様被成度との段致承知、兼而其筋へ申達可置候事、

一、伊勢両 宮之儀者、平生共非常之節者、不拘御達、固人数差出候心得御座候へ共、此度之儀者非常とも難申、

都而其筋へ伺之上、從御差凶人数等差出し可申心得之事、

一、夷人、二見辺へ上陸等之儀者、小林御奉行所にても御承知の上ならてハ、容易御聞届も有之間敷哉、左候へハ、御内所々万端御指揮も可有之哉、信濃守儀者御他領之事故、難任存意候事、

但し、鳥羽へ上陸之上者、何レハ夷人相越候とも、始終警固人数差添可申心得ニ御座候へとも、万々一、松下辺・二見等へ櫓船三而上陸之時ハ、人数差出候義難相成候、右等之義ハ、小林御奉行所へ兼而御伺置相成候ハ、御都合哉ニ相考候事、

一、右夷船入津候ハ、信濃守心得方之儀、早速御乗組御役方迄為相伺、御差凶次第、夫々箇條書を以、御心得及御案内可申候事、

注

(1) 内容からみて、外国船が伊勢湾内に入港したさいの伊勢神宮周辺の警備依頼に対する鳥羽藩からの返答書と考えられる。年次は不明だが、文中に外国奉行のことがみえるところから、安政五年七月八日以降ということになる。

9

慶応元年丑閏五月
毛利大膳家老共々歎願之写 (省略)

第二次征長のための将軍家茂の江戸進発を聞いた長州藩が、岩国藩主吉川経幹にとりなしを求めて送ったもの。史籍協会叢書『吉川経幹周旋記・三』二一六―二一九頁にみえる。ただしそこでは「五月」となっている。

10 吉川監物々差出書之写 (省略)

9 に対する吉川経幹の添書。『吉川経幹周旋記・三』二一九頁に収載。経幹は閏五月四日に、使者を広島・岡山両藩に派遣している。

11 芸州へ届書（省略）

史籍協会叢書『幕府征長記録』二六五・二六六頁に収録。慶応元年閏五月十九日、9・10の両状とともに広島藩から尾張藩に渡され、徳川慶勝から幕府に呈出されたという（北原雅長『七年史』下〔明治三十七年〕）。

12 長州家中並国内へ被触候書付之写⁽¹⁾

此度大樹公御進発之由、然ル上ハ、^(只)唯管謝罪之上、聞届有之候ハ、大幸之至ニ候へとも、万一承引無之時ハ、不得止可及一戦可相成義ニ候ハ、飽迄謝伏致し、自然聞入無之時ハ、無扨右之覚悟ニ候間、^(マ)身命、抛ち可盡忠勤様、偏ニ頼入候事ニ候、尤我自ラ之忠節のミならず、祖先へ之忠節ニ候間、^(只)呉々頼入候事、

芸州へ取次ニ而差出ニ相成候趣、六月二日ニ来、

六月六日、大阪城ニ而諸大名御召寄評論、但し、大樹公御不例ニ而御出座無之候へとも、捨置へき儀ニ無之趣を以、

六日ニ御評議之处、穩便之御沙汰ニ相成候趣之噂也、

但し、^(藤堂高敏)藤堂和泉守殿建白之趣、御採用之由也、

注

(1) 前段の触書は、慶応元年五月二十二日、幕府との決戦の覚悟を促すために出されたものであろう(『維新史料綱要』参照)。後段は、家茂上阪中の風聞を記したものである。

13 膳所一件⁽¹⁾

三井寺小姓

○河瀬太宰⁽²⁾

十津川

○田中芝蔵國勇ト云⁽⁴⁾西四辻大夫殿⁽⁶⁾膳所脱藩⁽⁸⁾
前田精一江州上坂本日吉神主⁽³⁾

○樹下岩見

水藩

○鯉沼伊織⁽⁵⁾

膳所藩家老

○柴田 亘⁽⁷⁾

膳所儒者

○森喜右衛門⁽⁹⁾

右ハ、不容易企有之趣相聞候、○印之分、去ル十四日御召捕ニ相成、御吟味有之候趣之処、樹下岩見、將軍家大坂御着城之上、京都人数も多分大阪へ可罷越、其節を見合、鳳輦を奪ひ、十津川へ奉退、其上事を起し候巧ニ而、諸侯方も語らひ候所、御同意之方も候へとも、十分之事ニ不至内ニ露頭いたし、御召捕ニ相成残念之旨申達候趣、○又一統ニハ、將軍家膳所へ御休城之節、地雷火仕掛、同所ニ而、將軍家を打留候巧之処、同類中々自訴いたしたりとも云、

一、膳所御休城之儀、御家老御使番、守山へ罷出被相伺候処、御道中御差急ニ付御止メ、大津御止宿之段被仰出、膳所ハ唯門メ切、御城下出迎ひ御馳走役人等ハ一人も無之候由、

一、十七日彦根ニ而御召捕、同所へ御預ケ、

一、柏原御本陣前ニ而、小者躰之者式人、短筒所持いたし候を被見咎、御召捕ニ相成、

御徒頭

松平式部少輔様

御用人

山鳥連右衛門

注

- (1) 慶応元年閏五月、第二次征長のため上洛途中の將軍家茂の暗殺を企てた事件という。その全容および真偽は不明とされているが、結果として、当時の膳所藩尊攘派は壊滅させられた。北原雅長『七年史』下および『新修大津市史』第四巻を参照。なお、史籍協会叢書『中山忠能履歴資料・七』に関連史料が収録されている。
- (2) 川瀬太宰。閏五月十四日、新撰組に捕えられる。翌年斬首。
- (3) 樹下茂国。しばしば岩倉具視の命をうけて活動していたという。
- (4) 十津川郷士田中主馬蔵のことと思われる。幕吏に捕えられるが、翌年脱獄。その後、十津川で病死。邦男とも称していた。
- (5) 水戸藩士鯉沼伊織のことか。後の香川敬三。
- (6) 西四辻公業。
- (7) 柴田巨理。これは誤伝であろう。
- (8) 村田精一の誤りであろう。元治元年脱藩。後、長州明倫館の教官となる。
- (9) 膳所藩校遵義堂教授森祐信。この年十月二十一日処刑。